

令和6年度答申第45号
令和6年10月31日

諮問番号 令和6年度諮問第39号（令和6年9月2日諮問）

審査庁 環境大臣

事件名 動物の愛護及び管理に関する法律39条の10第3項に基づく指定登録
機関の指定申請拒否処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、環境大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）に対し、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下「改正法」という。）附則5条4項の規定により適用される動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）39条の10第2項の規定に基づき、犬猫へのマイクロチップの装着義務化に係る指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）の指定の申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人に対し、改正法附則5条4項の規定により適用される法39条の10第3項の規定に基づき、審査請求人を指定登録機関に指定しない処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 法３９条の２第１項は、犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、環境省令で定めるところにより、当該犬又は猫を取得した日（生後９０日以内の犬又は猫を取得した場合にあっては、生後９０日を経過した日）から３０日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップ（犬又は猫の所有者に関する情報及び犬又は猫の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に必要な機器であって識別番号（個々の機器を識別するために割り当てられる番号をいう。以下同じ。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録されたもののうち、環境省令で定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）を装着しなければならない旨規定する。
- (2) 法３９条の５第１項は、法３９条の２第１項又は２項の規定によりその所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者は、その所有する犬又は猫について、当該マイクロチップを装着した日から３０日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日）までに、環境大臣の登録を受けなければならない旨規定する。
- (3) 法３９条の１０第１項は、環境大臣は、環境省令で定めるところにより、指定登録機関に、法３９条の５から法３９条の８までに規定する環境大臣の事務（以下「登録関係事務」という。）を行わせることができる旨規定する。
- (4) 法３９条の１０第２項は、指定登録機関の指定は、環境省令で定めるところにより、登録関係事務を行おうとする者の申請により行う旨規定する。
- (5) 法３９条の１０第３項は、環境大臣は、上記（４）の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない旨規定する。
- ア 職員、設備、登録関係事務の実施の方法その他の事項についての登録関係事務の実施に関する計画が、登録関係事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。（１号）
- イ 前号の登録関係事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。（２号）
- (6) 法３９条の１０第５項は、指定登録機関が２以上ある場合には、各指定登録機関は、登録関係事務の適正な実施を確保するため、相互に連携を図

らなければならない旨規定する。

- (7) 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関に関する省令（令和3年環境省令第9号。以下「省令」という。）1条1項は、法39条の10第2項の規定による指定を受けようとする者は、同項1号から3号に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない旨規定する。
- (8) 省令1条2項は、上記（7）の申請書には、同項1号から8号に掲げる書類を添付しなければならない旨規定し、同項7号は、登録関係事務の実施の方法に関する計画を記載した書類を掲げる。
- (9) 省令1条3項は、上記（8）の計画は、同項1号から11号に掲げる事項について定めるものとする旨規定し、同項4号は、登録関係事務の実施における個人情報保護及び情報セキュリティに関する事項、同項5号は、登録関係事務の実施に必要なシステムの構築及び保守運用（環境省データベースを含む。）に関する事項を掲げる。
- (10) 改正法附則5条4項は、改正法2条による改正後の法39条の10第1項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、附則1条2号に掲げる規定の施行前においても、改正法2条による改正後の法39条の10第2項から5項まで、39条の11第1項、39条の12第1項、39条の13第1項及び2項並びに39条の24第1号の規定の例により行うことができる旨規定する。
- (11) 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和2年政令第240号）は、改正法附則1条2号に掲げる規定（改正法2条並びに附則5条（4項及び5項を除く。）及び10条の規定）の施行期日は令和4年6月1日とする旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室（以下「環境省」という。）は、令和3年4月15日、「動物愛護管理法に基づく指定登録機関の募集について 公募要領」（以下「公募要領」という。）及び要件定義書を公表し、同日から同年5月14日までの間、指定登録機関の募集を行った。
(公募要領、要件定義書)
- (2) 環境省は、令和3年4月26日、上記（1）に関する質問を提出した者に対し、同質問に対する回答を送信した。

(質問書回答)

(3) 審査請求人は、令和3年5月13日付けで、処分庁に対し、本件申請をした。

(指定登録機関指定申請書)

(4) 審査請求人は、令和3年5月27日、環境省に対し、上記(3)の申請書類に係る確認事項が記載された確認書に対する回答及び追加資料を送信した。

(確認書、定款等)

(5) 処分庁は、令和3年6月15日付けで、本件申請に対し、以下の理由を付して、本件処分をした。

(理由)

動物愛護管理法に基づく指定登録機関の公募に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）において提出書類に基づき審査した結果、「職員、設備、登録関係事務の実施の方法その他の事項についての登録関係事務の実施に関する計画が、登録関係事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること」及び「登録関係事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること」について確認できず、法39条の10第3項各号に定める要件を満たしていると認められないと判断された。具体的には、「公募要領5. 応募書類の提出について(4)提出書類①申請に必要な書類※3」に記載のある次のアからオの項目において、登録関係事務等を確実に実施する水準として妥当でないと評価された。

ア 第1号(2)(イ)「情報セキュリティが適切かつ確実に担保され、継続的に維持されることを客観的に保証するための第三者認証であるISO/IEC27001(JISQ27001)の証明書。なお、指定登録機関システムの構築、保守運用を外部に委託（再委託、再々委託等を含む。以下同じ。）する場合は、これらの委託先の証明書を提出すること。」（以下「決定理由1」という。）

イ 第1号(2)(ハ)「指定登録機関システムについて、別添の要件定義書のスケジュールに従い、要件定義書で求められる構築要件を満たす指定登録機関システムを適切に構築できることを示す構築提案書。構築提案書には、構築スケジュール、具体的な構築体制などを含めること。」（以下「決定理由2」という。）

ウ 第1号(2)(ヘ)「指定登録機関システムの構築に当たっては、
「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に準拠し、情報セキュリティ及び個人情報保護について、暗号化や監視、BCP（事業継続計画）、セキュリティ・オペレーション・センターの導入を含む全ての必要な対策に関する説明。」（以下「決定理由3」という。）

エ 第1号(2)(ル)「指定登録機関システムの構築及び令和4年6月1日の施行以降の保守運用にかかる見積書。なお、見積期間は、構築の開始から施行後の令和5年3月末迄とすること。」（以下「決定理由4」という。）

オ 第2号(1)「初期投資相当額を有するかに関し、以下のいずれかを満たすことの説明。①預金、現金、本件事業についての準備金、売掛金の金額から未払金、買掛金を除いた額が初期投資相当額以上を有すること。②取引金融機関の融資証明書、預金残高証明書等により、初期投資相当額の資金を調達する能力を有すると認められる者であること。」
（以下「決定理由5」という。）

（動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関の指定に係る決定について（通知））

(6) 審査請求人は、令和3年9月6日付けで、審査庁に対し、本件処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

(7) 審査庁は、令和6年9月2日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件処分の取消しを求める。

(1) 決定理由1について

処分庁は、審査請求人の申請書にセキュリティ・オペレーション・センター（以下「SOC」という。）の外部委託先の記載がなく、当該委託先のISO認証の提出がないとして、その妥当性を欠くと判断したようである。しかし、審査請求人は、A社に委託することとしており、令和3年5月27日付けの確認書に対する回答においてその旨を明らかにするとともに、A社のISO認証については、同回答と併せて処分庁へ提出している。

(2) 決定理由2について

ア 処分庁は、審査請求人の構築提案書において、各構築要件につき具体的な実現方法の記載がないとして、その妥当性を欠くと判断したところ、そもそも「各構築要件」につき記載すべきと述べている「具体的な実現方法」がどのようなことを指しているのか明らかなではない。また、要件定義書において記載された多数の要件一つひとつの実現方法を構築提案書に記載する意味はない。

イ 構築提案書の各構築要件に係る具体的な実現方法を記載した資料を作成するとしても、処分庁の設定した30日間（令和3年4月15日から同年5月14日まで）の申請期間内にその対応をすることは時間的に不可能であり、スケジュール設定として不適當である。

ウ また、処分庁は、審査請求人の構築スケジュールについて、複数工程を同時進行させる計画を立てているため品質低下や遅延リスクが懸念されると指摘している。しかし、要件定義書で求められているスケジュールは極めてタイトなものであり、各工程について一つひとつ段階を踏んで作業し1か月程度の期間で個別Webシステムの開発まで終えることは不可能であるため、処分庁の組んだスケジュールは破綻している。

エ 審査請求人は、確認書を受け取って、公募要領の求めている事項を理解したため、回答の際に外部監査の時期などを修正したものであり、修正したことをもって計画精度が低いものと判断することは不当である。

（3）決定理由3について

処分庁は、審査請求人が確認書に対する回答において追加提出した「情報セキュリティ及び個人情報保護について必要な対策」には具体的な実現方法が記載されていないとの指摘をしている。しかし、「統一基準」を遵守することは当然のことであり、遵守するための具体的な実現方法を記載する必要はなく、公募要領で求められている必要な対策に関する概括的な説明は行っている。

（4）決定理由4について

ア 審査請求人の申請書において、システム構築等に係る見積額合計は4091万円とされている一方で、処分庁がベンダー4社に対して依頼して得られた見積結果は平均1億8781万円であった。しかし、処分庁がベンダー4社から取得した見積りは、要件定義書が公表されていない時期に見積もっており、当該要件定義書の内容を見積もっているものにはなり得ない。

イ また、要件定義書が要求しているシステム構築スケジュールが短期間であるのに対し、ベンダー４社の見積りは極めて高額であることから、要件定義書が要求するスケジュールは守ることができないことを示している。

ウ 要件定義書の記載「U I / U Xの専門担当者を置き」は、必ずしも「有資格者の配置」と解することはできず、有資格者の配置について見積もる必要はないが、ベンダー４社は必要と判断して見積もり、多額となっている。また、従業員５００人以上のベンダー４社の見積りと審査請求人の見積りとを比較することは適切ではない。

エ 見積り依頼は「参考情報の提供」であって、見積り作成者に競争原理や市場原理が働かず、市場原理を反映したものではない。

(５) 決定理由５について

処分庁は、審査請求人が初期投資として投下できる資金は５２６７万円であり、処分庁の試算によれば融資が必要となるところ、その実現は困難と判断している。

しかし、審査請求人は金融機関から５０００万円の融資を受けられる予定であり、それでも初期投資として不足が生じる場合に備えて、基金の拠出を受けることを視野に定款の変更を進めている。

(６) 公募手続について

審査請求人の提出書類一式は、公募要領や要件定義書等の求めるところに照らし必ずしも完璧なものではなかったとも思われる。しかし、その要因は、公募要領や要件定義書が難解であったことや、申請期限があまりにも短いことにある。処分庁において、適正な申請を広く募る意思を有していたとは到底考えられない。

一方、Ｂ会はそれらにも十分に対応して指定登録機関となっていることから、Ｂ会と環境省は事前に連携・相談されていたものと疑われ、公募手続は公平性を欠き、違法又は不当なものである。

(審査請求書、反論書)

第２ 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、審理員意見書と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

１ 決定理由１について

(１) 本項目に係る争点は、申請の審査において、Ａ社をＳＯＣの委託先とみなすことは適切か否か、である。

(2) 本件に関しては、構築提案書及び確認書の回答において、SOCの委託先がA社であることは直接的に記載されていないが、審査請求人の提出した資料及びA社がWeb等で一般に公開している情報から、A社がSOCの委託先となることは容易に推測できる。審査請求人の主張するとおり、確認書と併せて、SOCの委託予定先がA社であることを示し、そのA社のISO認証も提出していることから、基準に適合しないとする処分庁の判断は適切とはいえない。

よって、本要件については、審査請求人の主張どおり、基準に適合しているものとする。

2 決定理由2について

(1) 本項目に係る争点は、以下のとおり整理できる。

ア 構築提案書には構築要件の具体的な実現方法を記載（説明）することが必要か否か。そもそも、処分庁が記載すべきという、各構築要件に係る「具体的な実現方法」とは、どのようなものか。

イ 構築提案書の提出期限（申請期間）を30日間としたことは適切か否か。

ウ 処分庁が設定した構築スケジュールが、各工程を同時に進行させることなく、かつ、品質低下や遅延リスクを招来せずに完遂することを前提とした内容となっているか。

エ 処分庁が指摘する内容（構築スケジュールにおける外部監査の時期などについて、確認書への回答において修正があり、計画精度の低さがうかがわれる。）が、公募要領上の当該要件を否定する事由として、適切なものといえるか。

(2) 上記(1)アについては、審理員が、令和5年8月4日付けで、処分庁に対して質問を行い、処分庁は、同月25日付けで、「令和3年6月2日に開催された、動物愛護管理法に基づく指定登録機関の公募に係る審査委員会（中略）で言及された「具体的な実現方法」とは、公募要領の「(2) 個人情報保護及び情報セキュリティに関する事項（ハ）」で指定登録機関に係るシステムの構築提案書に求められる「要件定義書のスケジュールに従い、要件定義書で求められる構築要件を満たす」ことを審査委員会が判断するに足る情報を想定していたものである。具体的な実現方法が示されなければ、審査委員会の委員は同項目の「適切に構築できる」か否かが判断できないため、当該情報が必要である。」との回答を行った。

行政機関の許認可の審査においては、基準等において要件とした事項をどのようにして達成するのかその具体的な方法を審査するものである。このため、「要件定義書のスケジュールに従い、要件定義書で求められる構築要件」をどのようにして満たすことができるのかについての記載が必要であるとする処分庁の判断は当然のことと考える。

- (3) 上記(1)イについても、審理員が、令和5年8月4日付けで、処分庁に対して質問を行い、処分庁は、同月25日付けで、「マイクロチップ制度の施行日は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和2年政令第240号）により令和4年6月1日と定められたものであり、施行までに指定登録機関による情報登録システム構築等に1年間を見込んだことから、令和3年6月までに指定登録機関を審査及び指定する必要があった。このため、令和2年12月25日の中央環境審議会動物愛護部会（第58回）（甲2）で、公募に係る募集期間を「1ヶ月程度」と示した。同部会において反対意見は見られず、令和3年4月15日から開始した公募において、募集期間を30日間としたものである。」との回答を行った。

この期間の設定について、長く設定すればより申請者の負担が少なくなることは自明であるが、限られた全体スケジュールの中での公募手続であったことを考慮すると、申請者側の体制整備により対応すべき課題でもありと考えられ、30日間という公募期間が不適切であると判断することはできない。

- (4) 上記(1)ウについて、処分庁が要件定義書で示した構築スケジュール（甲4・3頁）は、総合業務確認の後、設計・開発・テストを行うフローとして示されているが、要件定義書では、各工程を同時に進行させることを明示的に否定はしておらず、品質低下や遅延リスクを招来しない方法であれば、その構築方法の採用は可能な場合もあると考えられる。このため、構築提案書のフロー図上、総合業務確認、要件定義、基本設計、開発等の各工程が重複していることだけをもって、品質や実行上のリスクが懸念されるのであれば、処分庁の判断は過剰な判断と考えられるが、背景には、構築提案書に構築要件の具体的な実現方法が示されておらず詳細が不明なことにより生じた判断であると推察できる。なお、ベンダー4社の見積りは、要件定義書をもとに実現可能な措置について見積もったものと考えられ、各工程を同時に進行させるものであるか否かは定かではないが、

品質低下や遅延リスクを招来せずに完遂することを前提とした内容の見積りが提出されているものと考えることが妥当である。

- (5) 上記(1)エについて、申請書のみでは判断が困難であった事項に対して確認書による質問を実施したものであることから、当該確認書への回答を、審査に当たっての判断材料として用いることは適切である。「構築スケジュールにおける外部監査の時期などについて、確認書への回答において修正があり、計画精度の低さがうかがわれる。」とする処分庁の判断については、もともと構築提案書には要件を満たす具体的な実現方法の記載がなく、システムが要件を満たすとの判断ができず、大規模な個人情報を扱う業務を委託してよいか懸念がある中で生じているものとも考えられ、要件を満たす具体的な実現方法が不明の中ではやむを得ない妥当な判断であると考ええる。

3 決定理由3について

- (1) 本項目に係る争点は、「統一基準」に記載されていることの具体的な準拠方法を記載することは必要か否か、そもそも、処分庁が記載すべきという上記「具体的な準拠方法」とはどのようなものか、である。
- (2) 本項目に係る争点の検討に当たり、「具体的な準拠方法」が不明であることから、審理員が、令和5年8月4日付けで、処分庁に対して質問を行い、処分庁は、同月25日付けで、「令和3年6月2日に開催された審査委員会で言及された「具体的な実現方法」とは、公募要領の「(2)個人情報保護及び情報セキュリティに関する事項(へ)」で指定登録機関に係るシステムの構築提案書に求められる「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に準拠することを審査委員会が判断するに足る情報を想定していたものである。具体的な実現方法が示されなければ、審査委員会の委員は同項目の「暗号化や監視、BCP(事業継続計画)、セキュリティ・オペレーション・センターの導入を含む全ての必要な対策」が取られるか否かが判断できないため、当該情報が必要である。」との回答を行った。
- (3) 一般的に、行政機関の許認可の審査においては、基準等において要件とした事項をどのようにして達成するのかその具体的な方法を審査するものであり、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」をどのようにして満たすことができるのか(準拠できるのか)についての説明がなければ、本基準に適合しないとした処分庁の判断は妥当であると考ええる。

4 決定理由4について

- (1) 本項目に係る争点は、比較対象となった処分庁が得たシステム構築等に係る見積書（見積額）の妥当性についてであり、適切な内容、スケジュール等の要件定義書案をもって実施されたものか否か、見積りに当たって市場価格を反映したものかどうか、に加えて、要件定義書の「UI／UXの専門担当者を置き」（甲4・12頁）との記載に関連し、ベンダー4社による各見積りが、UI／UXに係る有資格者を配置することを前提としたものか、についてである。

また、従業員数500人以上のベンダー4社の見積りと、審査請求人の見積りの比較をもって、システム初期構築の適正な実現が懸念されると判断したことは適切か否か、審査請求人が示した初期構築人件費800万円は妥当と判断できるか否か、についてである。

- (2) まず、処分庁が得た見積書の妥当性等について考察する。

一般に、ベンダーは、要件定義書案に示されている内容、スケジュールを満たせることを前提に見積りを実施するものであり、仮にその内容やスケジュールの内容を実施困難と判断した者からは見積書の提出は行われな

い。また、見積りに当たっては、その時点での資材等の市場価格を踏まえた積算がなされるものとするが、特定の者による価格の偏りを防ぐために複数社からの見積りを得ることが通例である。処分庁は今回5社に対して見積りを依頼し、回答のあった4社の結果を判断に用いている。

- (3) UI／UXに係る有資格者の配置については、審理員が、令和5年8月4日付けで、処分庁に対して質問を行い、処分庁は、同月25日付けで、「御指摘のベンダー4社により提供された概算見積書（乙4）において、UI／UXに係る有資格者の配置は記載されていない。そもそも、見積りの情報提供依頼書（乙3）の要件定義書（案）に「UI／UXの専門担当者を置き」と記載しているとおり、ベンダーに対して「UI／UXの専門担当者」を配置することを求めているものであり、「UI／UXに係る有資格者」を配置することは求めている。」との回答を行った。

- (4) 審査請求人は、UI／UX有資格者の配置を前提としたため、ベンダー4社の見積りが高額になったと考えているが、処分庁は有資格者であることを求めてはならず、見積手続に特段の瑕疵は認められない。

- (5) また、従業員が500人以上のベンダーか、より小規模なベンダーかによって見積額に違いが生じることは想定されるが、前述のUI／UX有資

格者の有無による価格差を併せて考慮したとしても、数倍の違いが出るとは考えにくい。

(6) 以上を踏まえると、審査請求人の主張を可とすることは難しく、処分庁の判断は妥当なものとする。

5 決定理由 5 について

(1) 本項目に係る争点は、見積りの妥当性については上記 4 のとおりであるため、審査請求人が 5000 万円の融資を受けられることを、申請時ではなく、審査請求時で明らかにしたことをどう評価するか、である。

(2) 一般的に、審査基準を満たしていることの証明は、申請に対する審査の段階において示されるべきであり、審査請求の段階で示されても原処分の妥当性を否定するものとはならない。このため、処分庁の判断は妥当であるとする。

6 公募手続が公平性を欠き、違法不当なものに当たるか否かについて

公募要領においては、指定登録機関の指定は一つの機関に限定するものとはされておらず、それぞれの申請者の申請内容によっては複数の機関の指定は可能となっている。また、審査に当たっては、外部有識者を含めた審査委員会において審査が行われており、審査委員会での検討において、本件申請については審査基準に該当しないとの判断がなされたことは上記でも見てきたとおりである。

また、B 会による申請に対してのみ便宜が図られたとする主張に対しては、その主張を裏付ける証拠は見当たらない。

このため、審査請求人の主張を適当と認めることはできない。

7 結論

本件処分については、上記 1 のとおり、決定理由 1 について審査請求人の主張を是とする事項もあるものの、上記 2 から 5 のとおり、決定理由 2 から 5 について法 39 条の 10 第 3 項が定めた指定基準に該当せず、全ての事項において基準に適合していると認められないことから、本件処分は妥当である。

よって、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件では、令和 3 年 9 月 6 日付けで審査請求が行われているが、本件諮

問までに約3年もの長期間が経過している。論点が複数であることを考慮してもなお、審理期間が長期にわたっており、審査庁においては、手続の迅速化を図ることが求められる。

- (2) 上記で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

- (1) 法39条の10第3項は、同項1号及び2号の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない旨規定しており、本件処分は、これらの要件が満たされていないとして行われたものである。

すなわち、環境省は、要件定義書を公表し、指定登録機関が構築、運用するWebシステムが満たすべき要件を示すとともに、公募要領を公表して、法39条の10第3項1号及び2号の要件が満たされているかを判断するために必要な事項を記載した申請書類の提出を求めているところ、処分庁は、審査請求人が提出した申請書類のうち以下のものについて、公募要領の示す指定基準に適合しないとした。

ア 指定登録機関システムの構築及び令和4年6月1日の施行以降の保守運用に係る見積書。(決定理由4関係)

イ 指定登録機関システムについて、要件定義書のスケジュールに従い、要件定義書で求められる構築要件を満たす指定登録機関システムを適切に構築できることを示す構築提案書。(決定理由2関係)

ウ 情報セキュリティが適切にかつ確実に担保され、継続的に維持されることを客観的に保証するための第三者認証であるISOの証明書。指定登録機関システムの構築、保守運用を外部に委託する場合は委託先の証明書。(決定理由1関係)

エ 指定登録機関システムの構築に当たっては、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に準拠し、情報セキュリティ及び個人情報保護について、暗号化や監視、BCP(事業継続計画)、セキュリティ・オペレーション・センターの導入を含む全ての必要な対策に関する説明。(決定理由3関係)

オ 初期投資相当額を有するかに関し、以下のいずれかを満たすことの説明。①預金、現金、本件事業についての準備金、売掛金の金額から未払金、買掛金を除した額が初期投資相当額以上を有すること。②取引金融

機関の融資証明書、預金残高証明書等により、初期投資相当額の資金を調達する能力を有すると認められるものであること。（決定理由 5 関係）

（2）上記アについて（決定理由 4 関係）

審査請求人提出の見積金額合計（4 0 9 1 万円）は、ベンダー 4 社から得られた見積結果（平均 1 億 8 7 8 1 万円）を大きく下回っている。また、構築に係る初期構築人件費に係る審査請求人提出の見積金額（8 0 0 万円）は、東京におけるシステムエンジニアの平均単価を基にして審査請求人の計画人月から試算した金額（6 1 1 1. 2 万円）と比較して大きく下回っている。これらをみると、審査請求人を見積金額は著しく低額であるから、登録関係事務の適正かつ確実な実施のために必要なシステムが適切に構築されるかどうかは明らかでない。したがって、上記アについて審査請求人が指定基準を満たしていないとの処分庁及び審査庁の判断は妥当と考えられる。

審査請求人は、処分庁の得た見積試算額は市場価格を反映しておらず妥当なものではない、ベンダーの見積りは U I / U X の有資格者の配置を前提としたため高額となった、従業員 5 0 0 人以上のベンダー 4 社の見積りと審査請求人を見積りとを比較するのは適切でない旨の主張をしている。

しかし、ベンダー 4 社は要件定義書に示されている内容等を満たすことを前提に見積りを実施し、見積時点での資材等の市場価格を基に積算をしたものと考えられる。また、要件定義書は U I / U X の専門担当者の配置を求めているが、有資格者の配置を求めているものではないので、ベンダー 4 社を見積りは有資格者の配置を前提としたものではない。さらに、従業員 5 0 0 人以上という規模を考慮しても、見積金額に数倍の違いが出るとは考えられないので、審査請求人の主張は採用できない。

（3）上記イについて（決定理由 2 関係）

審査請求人が提出した構築提案書には、各構築要件につき具体的な実現方法の記載がない。

要件定義書のスケジュールに従い、要件定義書で求められる構築要件を満たす指定登録機関システムを適切に構築できるかどうかを判断する情報が記載されていないのであるから、上記イについて審査請求人が指定基準を満たしていないとの処分庁及び審査庁の判断は妥当と考えられる。

審査請求人は、構築要件及び具体的な実現方法が何を指しているか不明であるし、要件定義書に記載された多数の要件の実現方法を構築提案書に

記載する意味はない、公募期間が極めて短期間であることがそもそも不適切である旨主張している。

しかし、要件定義書のスケジュールに従い、要件定義書で求められる構築要件を満たすかどうかを判断するには、それを判断する情報が必要であるから、各構築要件につき、上記判断が可能な程度の具体的な実現方法の記載が必要であるというべきである。

また、指定登録機関の申請は法令上は期限が設けられていないものの、処分庁の説明によると、マイクロチップ制度の施行日は令和4年6月1日と定められ、指定登録機関による情報登録システム構築等に1年間を要することが見込まれることから、令和3年6月までに指定登録機関を審査及び指定する必要があったため、募集期間が30日間となったとのことであり、今回の申請を令和3年4月15日から同年5月14日までに行わなければならなかったのはやむを得なかったものと考えられる。したがって、審査請求人の主張は採用できない。

(4) 上記ウについて（決定理由1 関係）

処分庁は、SOCの外部委託先の記載がなく、当該委託先のISO認証の提出がないとして基準に適合しないとしているが、審査請求人はSOCの委託先がA社であることを提出書類に直接的に記載していないものの、審査請求人が提出した資料その他からA社が委託先となることは容易に分かり、同社のISO認証が提出されているのであるから、処分庁の判断は妥当ではない。したがって、この点について処分庁の判断は妥当でないとした審査庁の判断は妥当である。

(5) 上記エについて（決定理由3 関係）

審査請求人が提出した「情報セキュリティ及び個人情報保護について必要な対策」を含む申請書類には、対策の具体的な実現方法が記載されていない。

指定登録機関に係るシステムの構築提案書に求められる「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に準拠することを判断するには、具体的な実現方法が示されなければならない、具体的な実現方法が示されなければ「暗号化や監視、BCP（事業継続計画）、セキュリティ・オペレーション・センターの導入を含む全ての必要な対策」が取られるかどうかを判断できない。したがって、上記エについて審査請求人が指定基準を満たしていないとの処分庁及び審査庁の判断は妥当と考えられる。

統一基準を遵守することは当然のことであり、遵守するための具体的な実現方法を記載する必要はない旨の審査請求人の主張は採用できない。

(6) 上記オについて（決定理由5関係）

審査請求人が初期投資額として投下できる資金は5267万円であり、審査請求人の事業規模や総資産額の規模（約5000万円）を勘案すると融資の実現性も低いことから、上記（2）記載の処分庁による見積試算額の1億8781万円と照らし合わせると、審査請求人が初期投資相当額を有するとは認めがたい。したがって、上記オについて審査請求人が指定基準を満たしていないとの処分庁及び審査庁の判断は妥当である。

審査請求人は、処分庁による見積試算額が妥当でないと主張するが、これについては上記（2）のとおりであり、審査請求人の主張は採用できない。

また、審査請求人は、金融機関から5000万円の融資を受けられる予定であるとも主張しているが、これに係る融資証明を取得したのは本件処分後であって、本件申請に対する審査の時点では融資の件は示されていなかったものであり、これをもって処分庁の判断を違法とすることはできないから、審査請求人の主張は採用できない。

3 まとめ

以上によれば、本件処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	下	井	康	史